

↳ 執行役と執行役員

Q : 執行役員制度を導入している会社が多数あるようですが、執行役と執行役員は同じでしょうか？

A : 執行役と執行役員とは内容が異なります。

【解説】

執行役と執行役員という文字だけを見ると、「役員」と付いている執行役員の方が上のようにみえますが、実際はその反対です。

執行役は会社法で規定されているもので、委員会設置会社の業務執行を行う機関です。委員会設置会社においては、業務の決定と執行機関が分離され、前者は取締役会が、後者は執行役が担当します。法人税法においても、取締役や会計参与等と並んで、役員として位置づけられています。

これに対して執行役員というのは、会社法で規定された機関ではなく、あくまでも、取締役のほかに、業務を執行する役職の担当者をおくものと理解されているようです。取締役である者にも付けることがあります。取締役ではない者に付けることの方が多いようです。法人税法でも、取締役を兼務する場合や、経営に従事しているとみなされなければ役員にはなりません。最近では、取締役会の意思決定を迅速化するためと取締役の過大な責任を避けるため、取締役の数を絞る傾向があります。

